

よくある質問 (FAQ)

概要

Q：誰が通報窓口を利用できますか？

A：以下のいずれかに該当する方ならどなたでも利用できます。

- ① HD 及びその連結子会社（「グループ各社」）で働いている方（他社に出向中の方、派遣社員、アルバイトも含まれます。）
- ② 直近1年以内にグループ各社で働いていた方
- ③ グループ各社の現任役員

対象となる会社は、[こちら](#)から確認できます。

Q：匿名でも通報はできますか？

A：匿名でも利用できます。ただし、匿名の通報では十分な調査が難しく、希望に沿った対応ができない可能性があるため、名前を明らかにしていただけるとありがたいです。プライバシーには十分に配慮します。

Q：社外窓口と社内窓口、人事部門の相談窓口はどのように使い分ければよいですか？

A：ハラスメントや職場での困りごとは、勤務先または所属先の人事部門にご相談ください。この窓口では、法令・社内規程・社会規範に違反するような通報を受け付けています。社内・社外の選択は自由です。適切と考えるほうをお選びください。

Q：どんな通報でも受け付けてくれますか？

A：ダイドーグループ・ホットラインは、リスクの早期発見と是正、さらには企業風土や内部統制の改善を目的に、組織の自浄作用を発揮するための制度であり、法令・社内規程・社会規範に違反するような通報を受け付けています。したがって、職場・処遇への不満や誹謗中傷などは受け付けていません。働きにくさを感じる場合には、勤務先または所属先の人事部門にご相談ください。

また、以下のような通報も受け付けることはできません。

- ・ 詳細が不明かつ匿名のため調査ができないもの
- ・ 過去に解決済みのもの
- ・ 退職者による通報の場合、在職中に知った事実以外に関するもの

Q：この窓口からした通報は、誰に届くのですか？

A：社内窓口へ寄せられる通報は、HD 人事総務部長から指名を受けた担当者（ホットライン担当）に通知されます。

社外窓口へ寄せられる通報は、弁護士法人中央総合法律事務所の藤井康弘弁護士及び西

中宇絃弁護士に通知されます。

Q：株式会社ディー・クエストとは、どのような会社ですか？

A：内部通報制度の構築から運用までサポートしている内部通報の専門業者であり、業務委託契約に基づき第三者機関としてこの窓口を運営しています。HD やそのグループ会社からは独立して事業を行っており、ディー・クエストの通報サイトは独自のサーバーで運用されています。ディー・クエストは情報通信の国際認証 JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)を取得しており、通報内容は保護された通信のもと、暗号化されて保管されます。

通報のやり取りについて

Q：どうやって受取人とやりとりするのですか？

A：ホーム画面で共通 ID・パスワード入力後、新規通報する際は、「内部通報新規登録」をクリックしてください。その後のやりとりは、「下書き編集/削除・回答確認・追加登録」をクリックし、通報、受取人からの回答の確認、受取人への返信を行うしくみです。

Q：操作方法はどこから見られますか？

A：ホーム画面下部に「操作マニュアル」があり、クリックして閲覧できます。

Q：受取人からの回答があったときは、通知してもらえますか？

A：初回通報時、受取人からの回答を知らせる通知メールを受け取るためのメールアドレスの登録が可能です。このアドレスは、ディー・クエストや受取人には閲覧できないよう、不可逆的に暗号化されますので、匿名の場合でも通知メールを利用できます。

Q：通報番号や暗証番号を忘れてしまいました。

A：通報番号や暗証番号、通報者共通 ID・パスワードに関する質問は一切お答えできません。通報番号や暗証番号を忘れてしまった場合、改めて新規の通報を行ってください。

通報後の対応

Q：通報したあとはどうすればいいですか？

A：受取人から回答が来ますので、内容を確認し、返信してください。また、伝え忘れたことや追加したい情報があれば、受取人の回答を待たずに情報を追加することができます。いずれも手順はマニュアルをご覧ください。

Q：どのように調査が行われますか？

A：通報内容に応じて検討され、受取人からの回答の中で記載されます。調査方法などで

希望があれば、初回通報や受取人への返信でお伝えください。

その他

Q：事実か確かめられていませんが、通報できますか？

A：違反行為が存在する（発生しようとしている）と信じる相応の理由がある場合は、この窓口を利用できます。調査の結果、違反行為がなかった場合でも、誤認した相応の理由が認められる場合には、虚偽の通報を理由に処分を受けることはありません。ただし、わざと誤った情報を提供するなど、不正の目的で窓口を利用した場合は、懲戒処分の対象になります。

Q：「不利益な取扱い」とは、具体的にどのようなものですか？

A：たとえば以下のようなものがあります。ただし、これらに限られません。

- ・ 解雇、退職願の提供の強要、労働契約の終了もしくは更新拒否、本採用もしくは再雇用の拒否
- ・ 降格、不利益な配置転換、出向、転籍もしくは長期出張等の命令、昇進もしくは昇格における不利益な取扱い
- ・ 減給又は損害賠償請求
- ・ 事実上のいやがらせ

Q：私も不正に関与してしまいました。自ら通報することもできますか？また、通報したことで懲戒処分を受けますか？

A：もちろん窓口を利用できるので、ぜひ通報を考えてください。通報したことを理由に懲戒処分を含めて報復や不利益な取扱いを受けることはありません。もっとも、関与した不正の内容・程度によっては、不正に関与したことについて懲戒処分を受ける可能性があります。ただし、処遇決定にあたっては、不正発見や原因究明への貢献度などの情状を関係者に申し送りします。